入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和2年1月8日

公立大学法人秋田公立美術大学 理事長 霜 鳥 秋 則

1 入札に関する事項

 (1) 件 名 情報教育システム用パソコン等納入設置および賃貸借 (2) 物品名および数量 別紙仕様書を参照すること (3) 設 置 場 所 秋田市新屋大川町12番3号 秋田公立美術大学内の総務課が指定する場所 (4) 賃貸借期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで (5) 入札参加要件 ア 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本学と契約を締結できる支店、営業所等を有していること。イ 過去5年間に、市、県、国(公社、公団および独立行政法人を含む。)、地方公共団体又は大学と同種類の契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。(機器納入のみは不可。ネットワークおよびActiveDirectoryの設計・設定作業を行っていること。)ウ 本件に係る物品の納入・設置、賃貸借契約を行えること (本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可。)エ 租税に滞納がないこと。オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。オ 公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程および入札心得を遵守できること。キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。ク 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受付期間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前9時から午後5時まで) 		<u> </u>
(3) 設置場所	(1) 件 名	情報教育システム用パソコン等納入設置および賃貸借
秋田公立美術大学内の総務課が指定する場所 (4) 賃 貸 借 期 間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで (5) 入札参加要件 ア 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本学と契約を締結できる支店、営業所等を有していること。 イ 過去5年間に、市、県、国 (公社、公団および独立行政法人を含む。)、地方公共団体又は大学と同種類の契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。(機器納入のみは不可。ネットワークおよびActiveDirectoryの設計・設定作業を行っていること。)ウ 本件に係る物品の納入・設置、賃貸借契約を行えること (本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可。) エ 租税に滞納がないこと。 カ 公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程および入札心得を遵守できること。 キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。 ク 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受 付 期 間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで	(2) 物品名および数量	別紙仕様書を参照すること
(4) 賃貸借期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで (5) 入札参加要件 ア 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本学と契約を締結できる支店、営業所等を有していること。 イ 過去5年間に、市、県、国 (公社、公団および独立行政法人を含む。)、地方公共団体又は大学と同種類の契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。(機器納入のみは不可。ネットワークおよびActiveDirectoryの設計・設定作業を行っていること。)ウ 本件に係る物品の納入・設置、賃貸借契約を行えること (本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可。)エ 租税に滞納がないこと。オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。カ 公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程および入札心得を遵守できること。キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。カ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受 付 期 間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで	(3) 設置場所	秋田市新屋大川町12番3号
(5) 入札参加要件 ア 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本学と契約を締結できる支店、営業所等を有していること。 イ 過去5年間に、市、県、国 (公社、公団および独立行政法人を含む。)、地方公共団体又は大学と同種類の契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。(機器納入のみは不可。ネットワークおよびActiveDirectoryの設計・設定作業を行っていること。)ウ本件に係る物品の納入・設置、賃貸借契約を行えること(本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可。)エ 租税に滞納がないこと。オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。カ公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程および入札心得を遵守できること。キ会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。ク秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。ケ秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受付期間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで		秋田公立美術大学内の総務課が指定する場所
を締結できる支店、営業所等を有していること。 イ 過去5年間に、市、県、国 (公社、公団および独立行政法人を含む。)、地方公共団体又は大学と同種類の契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。(機器納入のみは不可。ネットワークおよびActiveDirectoryの設計・設定作業を行っていること。)ウ 本件に係る物品の納入・設置、賃貸借契約を行えること(本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可。)エ 租税に滞納がないこと。オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。カ 公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程および入札心得を遵守できること。キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。ク 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。 (6) 入札参加申込み	(4) 賃貸借期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
イ 過去5年間に、市、県、国 (公社、公団および独立行政法人を含む。)、地方公共団体又は大学と同種類の契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。(機器納入のみは不可。ネットワークおよびActiveDirectoryの設計・設定作業を行っていること。)ウ本件に係る物品の納入・設置、賃貸借契約を行えること(本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可。)エ租税に滞納がないこと。オ秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。カ公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程および入札心得を遵守できること。キ会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。ク秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。ケ秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。	(5) 入札参加要件	ア 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本学と契約
含む。)、地方公共団体又は大学と同種類の契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。(機器納入のみは不可。ネットワークおよびActiveDirectoryの設計・設定作業を行っていること。)ウ本件に係る物品の納入・設置、賃貸借契約を行えること(本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可。) 租税に滞納がないこと。 オ秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 カ公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程および入札心得を遵守できること。 キ会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。 ク秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。 ケ秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。		を締結できる支店、営業所等を有していること。
約を履行した実績を有すること。(機器納入のみは不可。ネットワークおよびActiveDirectoryの設計・設定作業を行っていること。)ウ本件に係る物品の納入・設置、賃貸借契約を行えること(本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可。)エ租税に滞納がないこと。オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。カ公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程および入札心得を遵守できること。キ会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。ク秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。ケ秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。		イ 過去5年間に、市、県、国(公社、公団および独立行政法人を
一クおよびActiveDirectoryの設計・設定作業を行っていること。) ウ 本件に係る物品の納入・設置、賃貸借契約を行えること(本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可。) エ 租税に滞納がないこと。 オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 カ 公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程および入札心得を遵守できること。 キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。 ク 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受 付 期 間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで		含む。)、地方公共団体又は大学と同種類の契約を締結し、当該契
ウ 本件に係る物品の納入・設置、賃貸借契約を行えること(本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可。) エ 租税に滞納がないこと。 オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 カ 公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程および入札心得を遵守できること。 キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。 ク 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。 ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受 付 期 間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで		約を履行した実績を有すること。(機器納入のみは不可。ネットワ
に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可。) エ 租税に滞納がないこと。 オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 カ 公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程および入札心得を遵守できること。 キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。 ク 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。 ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受 付 期 間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで		ークおよびActiveDirectoryの設計・設定作業を行っていること。)
等を締結している場合も可。) エ 租税に滞納がないこと。 オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 カ 公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程および入札心得を遵守できること。 キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。 ク 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。 ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受 付 期 間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで		ウ 本件に係る物品の納入・設置、賃貸借契約を行えること(本件
エ 租税に滞納がないこと。 オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 カ 公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程および入札心得を遵守できること。 キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。 ク 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。 ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受 付 期 間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで		に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書
オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 カ 公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程および入札心得を遵守できること。 キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。 ク 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。 ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受 付 期 間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで		等を締結している場合も可。)
と。 カ 公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程および入札心得を 遵守できること。 キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申 立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手 続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除 く。)でないこと。 ク 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と 密接な関係を有する者でないこと。 ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対 応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受 付 期 間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで		エ 租税に滞納がないこと。
カ 公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程および入札心得を 遵守できること。 キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申 立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手 続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除 く。)でないこと。 ク 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と 密接な関係を有する者でないこと。 ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対 応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受 付 期 間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで		オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこ
遵守できること。 キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。 ク 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受 付 期 間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで		と。
キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。 ク 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受 付 期 間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで		カ 公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程および入札心得を
立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。 ク 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受 付 期 間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで		遵守できること。
続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。 ク 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と 密接な関係を有する者でないこと。 ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対 応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受 付 期 間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで		キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申
く。)でないこと。		立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生法手
ク 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。 ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受付期間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで		続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除
 密接な関係を有する者でないこと。 ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受付期間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで 		く。)でないこと。
ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受付期間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで		ク 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と
応が可能であること。 (6) 入札参加申込み 受付期間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで		密接な関係を有する者でないこと。
(6) 入札参加申込み 受付期間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで		ケ 秋田市内に保守・サポート拠点を有し、障害発生時に迅速な対
受付期間 令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで		応が可能であること。
	(6) 入札参加申込み	
(土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前9時から午後5時まで)	受付期間	令和2年1月8日(水)から令和2年1月21日(火)まで
		(土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前9時から午後5時まで)

	受付場	易所	秋田市新屋大川町12番3号
			秋田公立美術大学事務局総務課
(7)	指名(非指/	名)通知	令和2年1月22日(水)までにFAXで通知
(8)	入机	4	
	日	時	令和2年1月28日(火) 午前10時00分
	場	所	秋田市新屋大川町12番3号
			秋田公立美術大学 図書館棟 グループ閲覧室
	入札保証金		免除
(9)	契 約	日	令和2年1月31日(金)(予定)

2 入札参加申込みおよび指名に関する事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 本入札に参加を希望する方は、令和2年1月21日(火)までに、次の書類 (以下「申込書等」といいます。)を提出してください。

- (7) 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)
- (イ) 業務実績調書(様式2)
- (ウ) 誓約書(様式3)
- (エ) 賃貸借業者との関係を示す契約書(覚書等)の写し

※入札参加希望者が賃貸借できない場合に提出してください。あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約(覚書等)を締結し、リース料率の部分を伏せた写しとします。

- (オ) 納税証明書(写し可)
 - ① 消費税(税務署で発行する「その他・未納税額のない証明用」)
 - ② 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は、個人市民税)
 - ③ 秋田市に納めた固定資産税
 - ※①と②は直近営業年度のもので、③は平成30年度全期分と令和元年度納付期限到来分までのものを提出してください。
- イ アの(ア)(イ)(ウ)の様式は、本学のホームページから入手してください。 http://www.akibi.ac.jp/news/
- ウ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付しません。
- エ 本入札に関して質疑がある場合は、申込書等の提出に併せ、質問内容(任意様式)を1月23日(木)正午(厳守)までにメールにて提出してください。 質問内容についての回答は、入札参加申込者すべての担当者メールアドレスに 随時送付します。
- (2) 指名および非指名通知について
 - ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知します。
 - イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合があります。その 方には非指名通知により、その旨を通知します。
 - ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

(3) 入札について

- ア 公立大学法人秋田公立美術大学契約事務規程および入札心得を遵守のうえ、 入札に参加してください。
- イ 入札書には、賃貸借期間となる60か月分の合計金額を記載してください。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはそ の端数金額を切り捨てた額)を落札価格としますので、消費税および地方消費 税にかかる課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額 の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- エ 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- オ 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を1回に限り行います。
- カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できません。
- キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出 してください。なお、入札書には代理人の印を押印してください。

3 契約に関する事項

- (1) 公立大学法人秋田公立美術大学と納入業者間で契約書を締結します。
- (2) 契約期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとします。 ただし、予算の範囲内で当該契約を変更することがあります。
- (3) 賃貸借期間は令和7年3月31日までとします。
- (4) 契約締結後から令和2年3月31日までは、本仕様書の賃貸借物品の準備期間 とします。

4 その他

- (1) 現地確認を希望する場合は、事前にお知らせください。
- (2) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とします。
- (3) 提出された申込書等は、返却しません。
- (4) 問い合わせ先

秋田公立美術大学事務局総務課

電 話 018-888-8100

FAX 018-888-8101

E-mail soumu@akibi.ac.jp